

実地指導における主な指摘事項等について（報酬）

令和5（2023）年6月
障がい福祉課障がい福祉係

- 近年実施した実地指導（報酬）における主な指摘事項及び問い合わせが多い事項についてまとめたものです。今後の業務の参考としてください。
- 令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する資料については、郡山市公式ウェブサイトに掲載しております。

[トップページ](#) > [組織でさがす](#) > [保健福祉部](#) > [障がい福祉課](#) > [令和3年度障害福祉サービス等報酬改定に関する説明会の開催について](#)

1-1 欠席時対応加算

対象サービス：生活介護、自立訓練（機能・生活）、就労移行、就労継続（A型・B型）
児童発達支援、医療型児童発達支援、放課後等デイサービス

<指導内容>

・利用者が欠席した事実は記録に残されているが、家族との連絡調整を行った等、具体的な支援の内容が記録されていない。

（例）「風邪のため欠席」としか記載されていない。

<改善方法>

・家族等との連絡調整その他の相談援助を行うとともに、当該利用者の生活状況、相談援助の内容等を記録しておくこと。

【記載すべき内容】

- | |
|----------------------|
| (1) 「連絡を受けた日」及び「欠席日」 |
| (2) 誰から連絡があったか |
| (3) 連絡を受けた職員名 |
| (4) 欠席理由 |
| (5) 相談援助の内容 |

1 - 2 欠席時対応加算

<指導内容>

- ・ 欠席が連日にわたる際に1度の相談援助で複数回の加算を請求していた。実際に相談援助を行っていない日については算定できない。

(例) 7月1日に、当日と翌日(7月2日)も欠席する旨の連絡があった場合に、欠席時対応加算を算定できるのは7月1日だけであるが、7月2日についても算定していた。

<改善方法>

- ・ 1度の欠席連絡・相談援助で算定できるのは1回のみであることに注意する。上記の例の場合、7月2日分については過誤調整の対象になる。

1-3 欠席時対応加算

<新型コロナウイルス感染症の影響による欠席時の対応について>

事業所において通常のサービスが困難になったことにより、利用者が通常のサービスを受けられない場合、利用者の居宅等において、健康管理や相談支援等のできる限りの支援の提供を行ったと市町村が認める場合には、通常と同額の報酬算定が可能である。

また、上記により通常報酬を算定する場合は、健康管理や相談支援等を行った状況を詳細に記録しておくこと。

※事業所において通常のサービスが困難になった場合の想定

- ・近隣自治体や近隣施設・事業所で感染者が発生している場合又は感染拡大地域である場合で、感染を未然に防ぐため休業する場合。
- ・施設・事業所において感染者が多数発生する等、やむを得ず休業する場合。

(新型コロナウイルス感染症の感染法上の位置付け変更後の「新型コロナウイルス感染症に係る障害福祉サービス等事業所の人員基準等の臨時的な取扱い」等について(令和5年4月28日付け厚生労働省事務連絡))

2 福祉・介護職員処遇改善加算

<指導内容>

- ・福祉・介護職員処遇改善計画書を作成しているが、事業所内のすべての福祉・介護職員に対する周知が行われていない。

<改善方法>

- ・すべての福祉・介護職員に対して、処遇改善計画書を周知すること。周知方法の定めはありません。（文書で回覧を行う、各職員に通知する等）

3 特定事業所加算

対象サービス：居宅介護、重度訪問介護、同行援護、行動援護

<指導内容>

- ・サービス提供終了後、従業者はサービス提供責任者に適宜報告を行い、サービス提供責任者は報告内容の記録を保存しなければならないが、従業者からの報告が確認できなかったり、記録が保存されていなかった。

<改善方法>

- ・事後報告であっても差し支えないので、従業者は必ずサービス提供責任者へ報告を行い、サービス提供責任者は記録を適切に保存すること。

4 帰宅時支援加算

対象サービス：宿泊型自立訓練、共同生活援助

<指導内容>

- ・利用者の帰省中に、家族等と連絡を取り合い、利用者の居宅等での生活状況を十分に把握し、その内容を記録しておくことが必要だが、記録に残されていなかった。

<改善方法>

- ・帰省中の生活状況をよく把握し、適切に記録しておくこと。

5 家庭連携加算・事業所内相談支援加算

対象サービス：児童発達支援、医療型児童発達支援、
放課後等デイサービス

<指導内容>

・当加算を算定する場合は、個別支援計画に基づき、あらかじめ保護者の同意を得ておくことが必要であるが、個別支援計画に記載がなかった。

<改善方法>

・対象者の個別支援計画に、家庭連携加算や事業所内相談支援加算の内容を盛り込んでおくこと。また、相談援助等を行う標準的な所要時間も定めておくこと。

6 初期加算

対象サービス：就労継続（A型・B型）、就労移行、就労定着、生活介護、自立訓練（機能訓練・生活訓練）

<指導内容>

- ・アセスメントを行っていない又は記録が残されていないが当該加算を算定している。
- ・利用開始日から30日を超える日について、当該加算を算定している。

<改善方法>

- ・初期加算については次のことに留意して算定すること。
- ①アセスメントの記録を整備しておくこと。
 - ②サービスの利用開始から30日の間、算定することができる。この場合の「30日の間」とは、暦日で30日間をいう。
 - ③加算の算定対象となるのは、30日間のうち、利用者が実際に利用した日数。
※初期の利用日のうち30日間すべてが加算の算定対象となるわけではない。
 - ④30日を超える入院後に再度利用した場合には、あらためて当該加算の算定が可能。

7 訪問支援特別加算

対象サービス：生活介護、就労移行、就労継続（A型・B型）

<指導内容>

- ・個別支援計画に訪問支援の内容を位置付けていない。

<改善方法>

- ・訪問支援特別加算を算定する際は、居宅を訪問して相談援助を行うことをあらかじめ個別支援計画に位置付けておくこと。また、相談援助等を行う標準的な所要時間も定めておくこと。

8 定員超過利用減算

対象サービス：就労継続支援B型、生活介護、自立訓練（生活訓練）、
児童発達支援、放課後等デイサービス等

<指導内容>

- ・過去3か月間の平均利用人員が、定員の125%を超過している。

<改善方法>

- ・次のいずれにも該当しないよう留意すること。

①定員50人以下の場合

1日当たりの利用者数が、定員の150%を超過

②定員51人以上

1日当たりの利用者数が、定員から50を差し引いた員数の125%に75を加えた数を超過

③過去3か月間の平均利用人数が、定員の125%を超過（定員11人以下の場合
は定員に3を加えた数を超過している場合）

9 身体拘束廃止未実施減算

対象サービス：相談支援を除く全ての障害福祉サービス

<指導内容>

- ・身体拘束等の適正化を図る措置を講じていない。

<改善方法>

- ①身体拘束等に係る記録の整備。
- ②身体拘束等の適正化のための対策を検討する委員会を定期的（1年に1回以上）に開催。
- ③身体拘束等の適正化のための指針の整備。
- ④身体拘束等の適正化のための研修を定期的（1年に1回以上）に実施。

上記②～④について令和5年4月1日以降減算が適用されます。

10 自己評価未公表減算

対象サービス：就労継続支援A型

<指導内容>

- ・事業所の運営状況等を公表していない。

<改善方法>

- ・厚生労働大臣が定める事項の評価等について、その結果をインターネット等により毎年度4月に公表すること。